

支給要件確認フローチャート（令和5年6月1日の世帯状況でご判断ください）

同一世帯のなかに、令和5年1月1日時点で日本国内に住民登録がなかった方がいますか

いいえ

はい

同一世帯のなかに、令和5年度の住民税が課税されている方がいますか ※1

いいえ

はい

世帯全員が、親族（住民税課税者）の税法上の扶養に
なっていますか

いいえ

はい

【令和5年度住民税非課税世帯】

対象になる可能性があります

- ・対象になると思われる世帯には8月上旬に町から「支給要件確認書」が発送されますので、必要事項を記入して返送してください ※2
- ・令和5年1月2日以降の転入者を含む世帯は、窓口での申請が必要です（申請用紙は8月7日以降に町ホームページからダウンロードできます） ※2

対象になりません

※1 令和4年1月～12月の所得により計算されます

※2 確認書の返送期限または申請書の申請期限は令和5年11月15日（水）までです